

戦傷病者・戦没者遺族等の援護

概要

[職傷病者戦没者遺族等援護法による援護]

軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病または死亡に関し、国家補償の精神に基づき、恩給法による給付を受けている者を除く軍人軍属等であった者またはこれらの遺族を援護する目的で年金等の給付を行う。

戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

| 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護 | | | | |
|--------------------|---|--|------|---|
| 対象者 | 軍人（恩給該当者を除く）軍属および準軍属で公務傷病等により障害を有する者および死亡した者の遺族 | | | |
| 援護の内容 | 障害給付 | | 遺族給付 | |
| | | 障害年金 4,631人 公務傷病 (H7.4～) 9,271,800円（特別項症）→9,373,800円 916,000円（第5款症）→ 926,000円 勤務関連傷病 7,068,300円（特別項症）→7,146,000円 ～707,900円（第5款症）→715,700円 障害一時金 670人（累計） 第一款症以下の障害を有する者について 選択により支給 | | 遺族年金 41,121人 （軍人軍属の遺族） {先順位者 40,726人 後順位者 395人} 遺族給与金 20,011人 （準軍属の遺族） {先順位者 18,864人 後順位者 1,147人 (H7.4～) 公務死亡 {先順位者 1,857,900円→1,878,900円 後順位者 66,000円} 勤務関連死亡 {先順位者 1,473,900円→1,490,900円 後順位者 51,300円} 弔慰金 累計 2,083,387人 額面5万円、年6分の利子付、10年償還の国債 |

(注) 1. 障害年金の額は平成6年4月から、遺族年金および遺族給与金の額は平成6年10月からのものである。
 2. 受給人員は平成6年3月31日現在。
 資料：厚生省社会・援護局調べ

[戦傷病者特別援護法による援護]

軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の精神に基づき、特に療養の給付等の援護を行う。

戦傷病者特別援護法による援護

| 戦傷病者特別援護法による援護 | | | |
|--------------------------|--|-------------------------|------|
| 対象者 | 軍人軍属および準軍属で公務傷病等により障害者となった者等で戦傷病者手帳の交付を受けた者 110,566人 | | |
| 援護の内容 | 1. 療養の給付 3,994人 | 6. 国立保養所への収容 2人 | |
| | 2. 療養手当（月額28,300円(H7.4～28,600円)）の支給 28人 | 7. JR 無賃乗車船の取扱い 98,592人 | |
| 3. 葬祭費（149,000円）の支給 136件 | | | |
| 4. 更生医療の給付 | | | |
| 5. 補装具の支給および修理 2,717件 | | | |
| 戦傷病者相談員 | | | 940人 |

(注) 1. 受給人員等は平成6年4月1日現在。ただし、「援護の内容」の3、5、7は平成5年度のものである。
 2. 「援護の内容」の7の人数は引換証交付者数である。
 3. 金額は平成6年4月1日現在。
 資料：厚生省社会・援護局調べ

詳細資料1 特別給付金等

| 種別 | 対象 | 給 | 付 | | | | |
|------------------|-------|---|---|---|---|---|---|
| 戦没者等の特別給付金 | 妻 | 20万円 (10年償還,国債) 昭和38年に措置 支給件数 419,564人 | 60万円 (10年償還,国債,継続) 昭和48年に措置 支給件数 387,869人 | 120万円 (10年償還,国債,再継続) 昭和58年に措置 支給件数 344,203人 | 180万円 (10年償還,国債,再々継続) 平成5年に措置 支給件数 53,075人 | | |
| | | 10万円(5万円) (10年償還,国債) 昭和41年に措置 支給件数 121,705人 (※の支給件数を含む) | 30万円(15万円) (10年償還,国債,継続) 昭和51年に措置 支給件数 102,799人 | 60~33万円 (30~16.5万円) (10年償還,国債) 昭和61年に措置 支給件数 85,676人 | 30万円(15万円) (10年償還,国債,継続) 5万円(5年償還,国債) 昭和61年に措置 平病死した戦傷病者等の妻に対する特例給付 支給件数 11,756人 | | |
| 戦傷病者等の妻に対する特別給付金 | 妻 | 5万円(2.5万円) (5年償還,国債) 昭和54年に措置 支給件数 6,949人 | 2万円(1万円) (2年償還,国債) 昭和59年に措置 支給件数 7,482人 | 5万円(5年償還,国債) 平成3年に措置 平病死した戦傷病者等の妻に対する特例給付 支給件数 1,284人 | (注) ()内の額は軽症者の妻 | | |
| | | 15万円(7.5万円) (5年償還,国債) 平成3年に措置 支給件数 1,284人 | | | | | |
| 戦没者等の特別給付金 | 父祖 | 10万円 (5年償還,国債) 昭和42年に措置 支給件数 16,636人 | 30万円 (5年償還,国債,継続) 昭和48年に措置 支給件数 14,486人 | 60万円 (5年償還,国債,再継続) 昭和53年に措置 支給件数 10,091人 | 60万円 (5年償還,国債,再々継続) 昭和58年に措置 支給件数 6,583人 | 75万円 (5年償還,国債,4回目継続) 昭和63年に措置 支給件数 3,691人 | 90万円 (5年償還,国債,5回目継続) 平成5年に措置 支給件数 887人 |
| | 父母 | | | | | | |
| 戦没者等の特別給付金 | 兄弟姉妹等 | 3万円 (10年償還,国債) 昭和40年に措置 (終戦20周年) 支給件数 663,650人 | 20万円 (10年償還,国債) 昭和50年に措置 (終戦30周年) 支給件数 1,007,925人 | 12万円 (6年償還,国債) 昭和54年に措置 (終戦30周年の措置の特例的措置) 支給件数 117,430人 | 30万円 (10年償還,国債) 昭和60年に措置 (終戦40周年) 支給件数 1,296,714人 | 18万円 (6年償還,国債) 平成元年に措置 (終戦40周年の措置の特例的措置) 支給件数 74,856人 | |
| | | | | | | | |

(注) 支給件数は、平成6年3月31日現在。

資料：厚生省社会・援護局調べ

戦没者の妻などが受けてきた精神的痛苦を国として慰藉するため、特別給付金として国債を支給している。

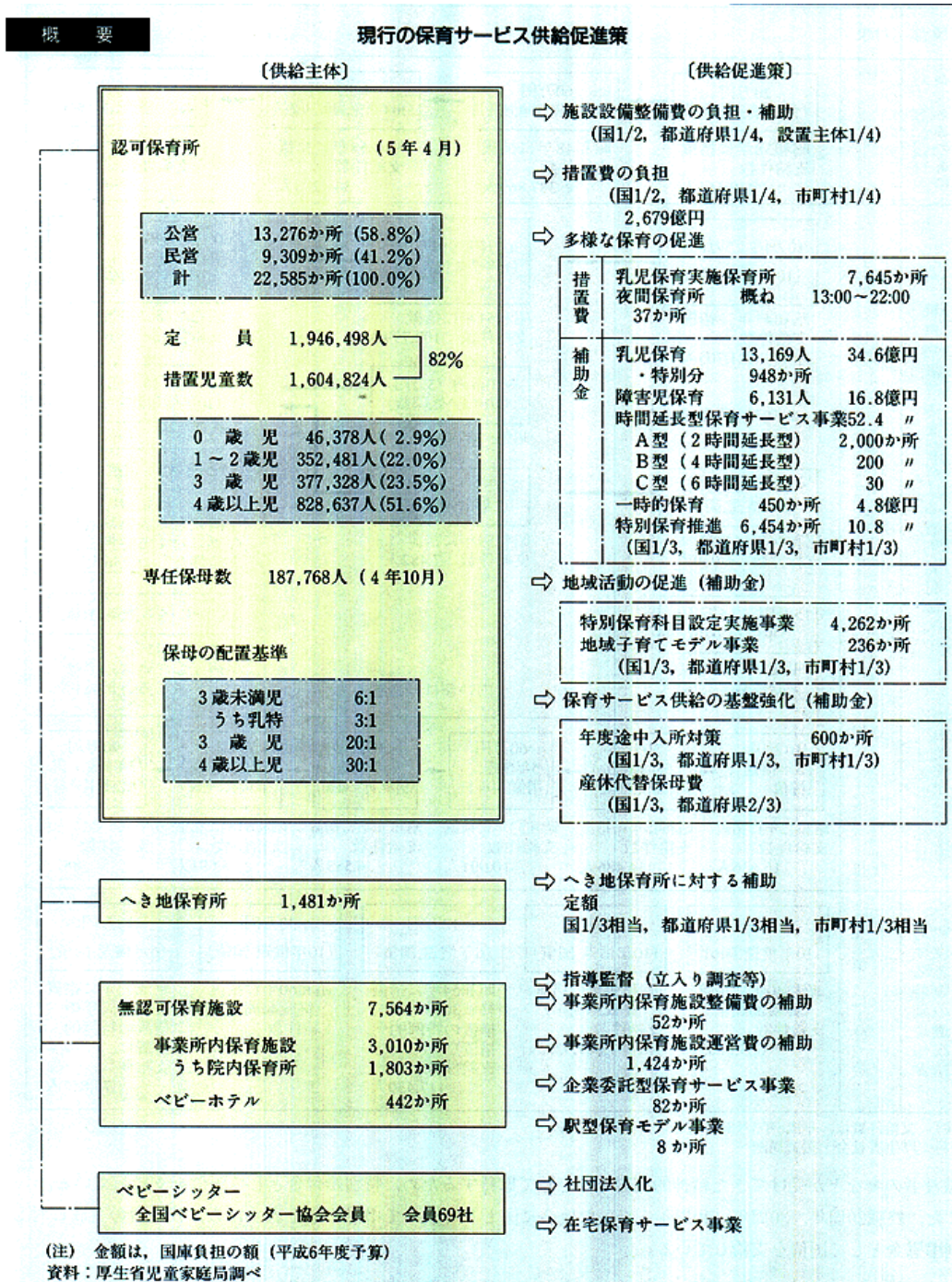
また、終戦20周年、30周年、40周年といった機会に国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者の遺族に対し特別弔慰金として国債を支給している。

戦没者の妻などが受けてきた精神的痛苦を国として慰藉するため、特別給付金として国債を支給している。

また、終戦20周年、30周年、40周年といった機会に国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者の遺族に対し特別弔慰金として国債を支給している。

保育対策

概要 現行の保育サービス供給促進策



詳細データ1 保育所数等の推移

(各年4月1日現在)

| 年次 | 保育所数 | | | 保育所入所定員 (人) | 保育所措置人員 (人) |
|------|---------|---------|---------|-------------|-------------|
| | 総数 (か所) | 公営 (か所) | 私営 (か所) | | |
| 平成元年 | 22,742 | 13,419 | 9,323 | 1,992,525 | 1,662,465 |
| 平成2年 | 22,703 | 13,380 | 9,323 | 1,978,989 | 1,637,073 |
| 平成3年 | 22,669 | 13,347 | 9,322 | 1,968,666 | 1,622,326 |
| 平成4年 | 22,637 | 13,322 | 9,315 | 1,958,796 | 1,618,657 |
| 平成5年 | 22,583 | 13,277 | 9,306 | 1,945,915 | 1,604,770 |

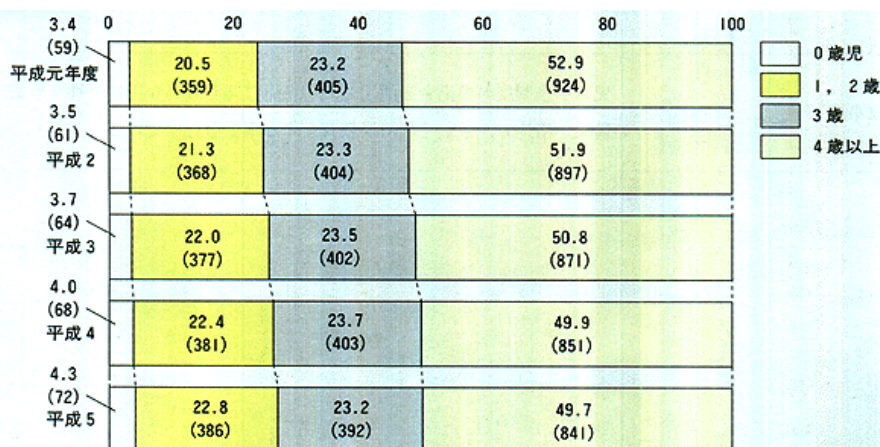
資料: 厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

詳細データ2 乳児保育・延長保育等の年次推移(国庫補助の対象)

| | 平成元年度 | 平成2年度 | 平成3年度 | 平成4年度 | 平成5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 乳児保育(か所) | 4,340 | 5,001 | 5,662 | 6,323 | 6,984 |
| 延長保育(か所) | 746 | 819 | 952 | 1,118 | 1,310 |
| 障害児保育(か所) | 3,669 | 5,067 | 5,249 | 4,065 | 4,350 |
| 一時的保育(か所) | — | 95 | 209 | 271 | 338 |

資料：厚生省児童家庭局調べ

詳細データ3 保育所年齢別入所状況の推移(各年3月1日現在)



(注) ()内は入所児数であり、単位は千人である。
資料：厚生省児童家庭局調べ

保全育成対策

概要 児童の健全育成対策

| 概要 | 児童の健全育成対策 |
|------------------|--|
| [児童厚生施設] | 児童館、県立児童厚生施設(宿泊型を含む)、児童遊園において、児童の健全な遊び場の確保、健康の増進、情操教育等の事業を行っている。 |
| [子どもにやさしい街づくり事業] | 「子どもにやさしい街づくり推進会議」を設置し、長期的な街づくりプランの策定、年間事業計画の作成や地域活動等のネットワーク化を図り、地域の実情に応じた事業を選択し、安心して生み育てることのできる環境づくりを行い、児童の健全育成の向上を図っている。 |
| [放課後児童対策事業] | 昼間、保護者のいない家庭の小学校低学年児童等に対して、児童館等の施設で育成・指導を行い、遊びを主とする健全育成活動の推進を図っている。 |
| [児童手当] | 児童手当制度は、児童を養育している家庭に児童手当を支給することにより、児童養育家庭の生活の安定に寄与し、次代を担う児童の健全育成および資質の向上に資することを目的としている。 平成4年1月から、世代間扶養および育児支援の強化の観点から行われた支給対象の拡大、支給額の改善、支給期間の重点化などを内容とする制度改正が施行されている。 |
| [児童育成事業] | 児童手当制度の拠出金を活用し、①育児に関し必要な援助を行う事業、②児童の健康を増進し、もしくは情操教育をする事業を行っている。 |

詳細データ1 児童厚生施設設置数の年次推移

| | 児童館 | | | 児童遊園 | | |
|------------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|
| | 総数 | 公営 | 私営 | 総数 | 公営 | 私営 |
| 昭和40年('65) | 544 | 389 | 155 | ... | ... | ... |
| 45 ('70) | 1,417 | 1,140 | 277 | 2,141 | 1,995 | 146 |
| 50 ('75) | 2,117 | 1,769 | 348 | 3,234 | 3,097 | 137 |
| 55 ('80) | 2,815 | 2,376 | 439 | 4,237 | 4,092 | 145 |
| 60 ('85) | 3,517 | 2,943 | 574 | 4,173 | 4,025 | 148 |
| 平成2 ('90) | 3,840 | 3,137 | 703 | 4,103 | 3,958 | 145 |
| 3 ('91) | 3,893 | 3,161 | 732 | 4,058 | 3,921 | 137 |
| 4 ('92) | 3,967 | 3,217 | 750 | 4,143 | 3,993 | 150 |
| 5 ('93) | 4,028 | 3,214 | 814 | 4,157 | 3,975 | 182 |

(注) 昭和45年までは12月末現在, 昭和50年以降は10月1日現在である。
資料: 厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

詳細データ2 児童手当制度について

児童手当制度

| | |
|---------|---|
| 支給対象 | 第1子以降 |
| 支給額(月額) | 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円 |
| 支給期間 | 3歳未満 |
| 所得制限 | 平成6年度 358.9万円(4人世帯収入ベース) |
| 特例給付 | 児童手当の所得制限により手当を受けられない被用者等について、全額事業主負担により、児童手当と同額の給付を行う。 特例給付に係る所得制限は、平成6年度625.0万円(4人世帯収入ベース) |
| 費用負担 | 被用者分 事業主7/10 国2/10 地方1/10 非被用者分 国4/6 地方2/6 特例給付分 事業主 10/10 |

児童手当支給状況

(平成5年度)

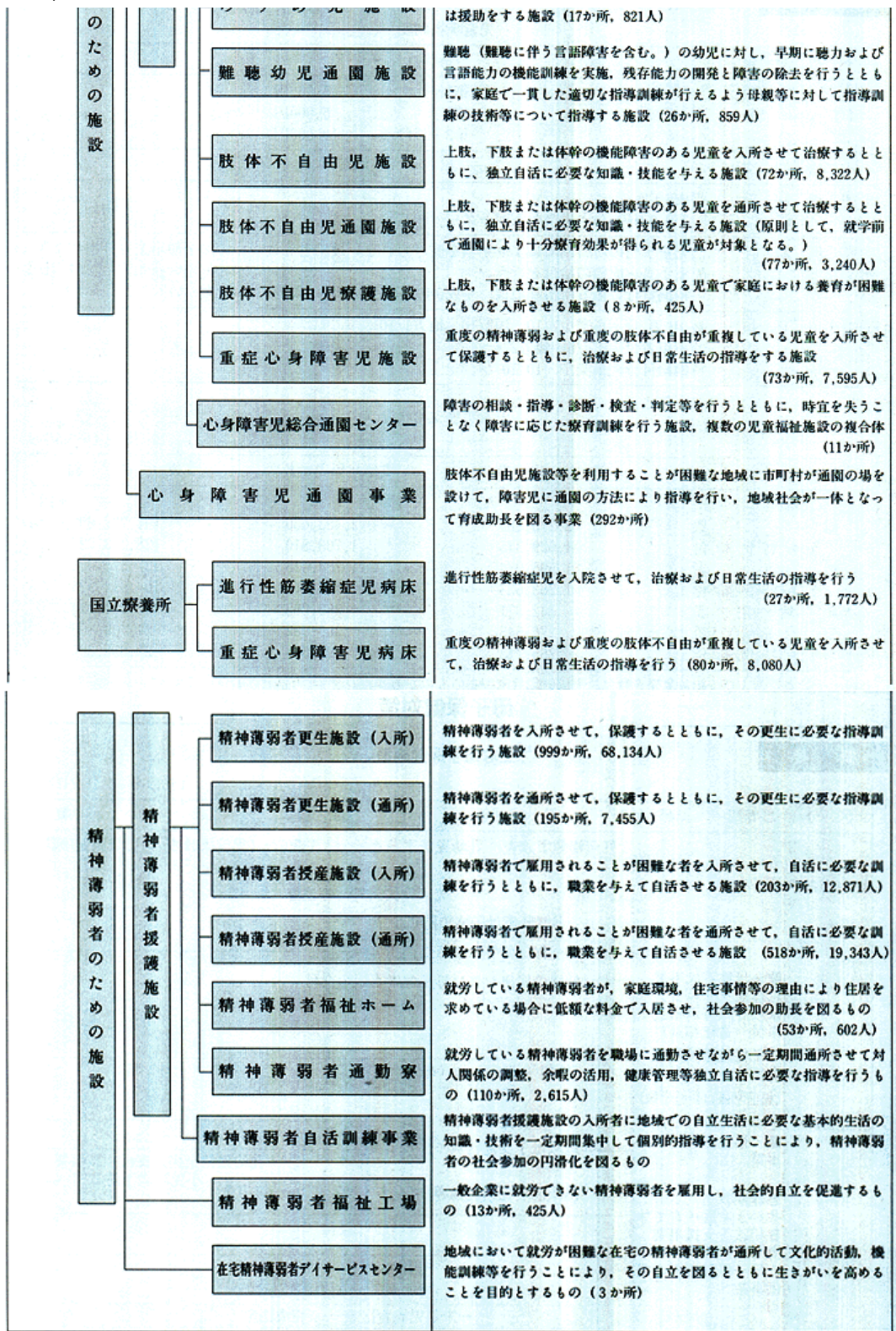
| | 受給者数 | 支給対象児童数 | 支給額 |
|--------|-----------|-----------|-------------|
| | 人 | 人 | 千円 |
| 総数 | 2,215,388 | 2,483,665 | 194,227,607 |
| うち特例給付 | 1,529,345 | 1,703,810 | 128,273,725 |
| 被用者 | 1,595,974 | 1,784,418 | 137,576,003 |
| うち特例給付 | 1,263,633 | 1,406,242 | 104,914,925 |
| 非被用者 | 342,871 | 389,265 | 32,241,714 |
| 公務員 | 276,543 | 309,982 | 24,409,890 |
| うち特例給付 | 265,712 | 297,568 | 23,358,800 |

(注) 受給者数および支給対象児童数は、平成6年2月末現在のものである。
資料: 厚生省児童家庭局「平成5年度児童手当事業年報」

障害児(者)施策

概要 障害児・者に対する施設福祉施策の概要

| 概要 | 障害児・者に対する施設福祉施策の概要 |
|--------|--|
| 事業名称 | 事業概要 |
| 児童福祉施設 | 精神薄弱児施設 精神薄弱の児童を入所させて、保護するとともに、自立自活に必要な知識技能を与える施設(300か所, 18,423人) |
| | 自閉症児施設 自閉症を主たる症状とする児童を入所させて、保護するとともに、自立自活に必要な知識技能を与える施設(7か所, 338人) |
| | 精神薄弱児通園施設 精神薄弱の児童を日々保護者のもとから通わせて、保護するとともに、自立自活に必要な知識を与える施設(217か所, 7,981人) |
| | 盲児施設 盲児(強度の弱視を含む。)を入所させて、保護するとともに、自立自活に必要な指導または援助をする施設(21か所, 876人) |
| | ろうあ児施設 ろうあ児を入所させて、保護するとともに、自立自活に必要な指導また |



(注) 事業概要の欄の()内は平成5年10月1日現在の施設数および定員。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」および厚生省児童家庭局調べ

精神薄弱者および18歳未満の障害児(身体障害児および精神薄弱児)に対しては、在宅サービスおよび施設サービス両面においてさまざまな施策を行っている。

[障害児・者に対する在宅福祉施策の概要]

| 障害児・者に対する在宅福祉施策 | | |
|-----------------|--|--|
| 施策の種類 | 障害児施策 | 精神薄弱者施策 |
| 早期発見、早期療育 | 先天性代謝異常等検査、健康診査(乳児、1歳6か月児、3歳児)、育成医療の給付 | |
| 通所事業、通園事業 | 障害児各種通園施設・通園事業 重症心身障害児通園モデル事業 | 精神薄弱者保護施設(通所) 精神薄弱者デイサービス事業① 同 左 |
| 在宅サービス | 補装具の交付・修理 日常生活用具の給付等 心身障害児・者ホームヘルプサービス事業② 心身障害児・者施設地域療育事業(ショートステイ等)③ 心身障害児・者地域療育拠点施設事業 | 同 左 同 左 同 左 同 左 |
| 社会参加 | | 精神薄弱者地域生活援助事業④ 精神薄弱者生活支援事業 精神薄弱者社会活動総合推進事業 精神薄弱者スポーツの振興 在宅精神薄弱者通所支援事業⑤ |
| 就労関連 | | 職観制度⑥ |
| 総合的サービス | 相談指導(児童相談所等) | 療育手帳制度⑦ 同 左(福祉事務所等) |

各種主要施策の概要
 ① 在宅の精神薄弱者が通所して文化的活動、機能訓練等を行い、自立を図るとともに生きがいを高める。
 ② 障害のため孤立して日常生活を営むのに著しく支障のある障害児・者のいる家庭に、ホームヘルパーを派遣する。
 ③ 施設機能を在宅の障害児・者のために活用する。(ショートステイは、保護者が家庭で介護を行うことが困難であるときに一時的に障害児・者を保護するもの)
 ④ 地域で生活する精神薄弱者に対し日常生活上の援助を行い、地域での自立生活を援助する。グループホーム事業ともいう。
 ⑤ 通所による支援事業(小規模作業所)に対し補助する。
 ⑥ 事業経営者等が精神薄弱者を自己の下に預かり必要な訓練を行うことにより、精神薄弱者の自立更生を図る。
 ⑦ 精神薄弱(児)者に対し一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、精神薄弱(児)者に手帳を交付する。

母子保健対策

概要 主な母子保健施策

(平成6年('94)7月現在)

| 区分 | 思春期 | 結婚 妊娠 | 出産 | 1歳 | 2歳 | 3歳 |
|-------|--|-------|------------------------------|--|---------------|----------|
| 健康診査等 | | | 妊産婦健康診査 乳幼児健康診査 | 1歳6か月児健康診査 神経芽細胞腫検査 先天性代謝異常等検査 | 3歳児健康診査 | |
| 保健指導等 | | | B型肝炎母子感染防止事業 保健婦等による訪問指導等 | | | |
| | 健全母性育成事業 思春期クリニック 家族計画特別相談 事業(遺伝相談) 母子保健相談指導 事業 (婚前学級)(新婚学級) | | 妊婦の届出および母子健康手帳の交付 | (両親学級) (育児学級) | | |
| | 思春期における保 健・福祉体験学習 事業 | | 母子栄養健康づくり事業 地域母子保健特別モデル事業 | | 乳幼児健全発達支援相談事業 | 小児肥満予防教室 |
| | 思春期教室 共働き家庭子育て休 日相談等支援事業 海外在留邦人に対す る母子保健情報の提 供事業 | | 出産前小児保健指導(プレネイタルビジット)事業 | | | |
| 医療支援等 | | | 未熟児養育医療 妊娠中毒症等の療養支援 | 育成医療 小児慢性特定疾患治療研究事業 小児慢性特定疾患児手帳の交付 事業 療育の給付 補装具給付 療育指導 | | |
| その他 | | | 心身障害研究 周産期医療施設整備事業 | 病後児デイサービスモデル事業 | | |

母子保健事業等の市町村への一元化

| 都道府県(保健所) | 市町村 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○技術的・広域的機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ①市町村職員の研修・技術的援助 ②市町村相互間の連絡調整 ③地域の健康問題に関する調査・研究 ④小規模町村への人材確保支援計画の策定 ○専門的母子保健サービス <ul style="list-style-type: none"> ア. 未熟児訪問指導 イ. 養育医療 ウ. 障害児の療育指導(児童福祉法\$19) エ. 慢性疾患児の療育指導 (児童福祉法\$19に追加) | <ul style="list-style-type: none"> ○基本的母子保健サービス <ul style="list-style-type: none"> ア. 母子健康手帳の交付 イ. 健康診査 <ul style="list-style-type: none"> ①妊産婦 ②乳幼児 ③3歳児 ④1歳6か月児(法定化) ウ. 訪問指導 <ul style="list-style-type: none"> ①妊産婦 ②新生児 |

詳細データ1 母子保健関係指標の推移

| 年次 | 出生率 (人口千対) | 乳児死亡率 (出生千対) | 新生児死亡率 (出生千対) | 周産期死亡率 (出生千対) | 妊産婦死亡率 (出生10万対) | 死産率 (出産千対) |
|-------|---------------|-----------------|------------------|------------------|--------------------|---------------|
| 昭和40年 | 18.6 | 18.5 | 11.7 | 30.1 | 87.6 | 81.4 |
| 50 | 17.1 | 10.0 | 6.8 | 16.0 | 28.7 | 50.8 |
| 60 | 11.9 | 5.5 | 3.4 | 8.0 | 15.8 | 46.0 |
| 平成3 | 9.9 | 4.4 | 2.4 | 5.3 | 9.0 | 39.7 |
| 4 | 9.8 | 4.5 | 2.4 | 5.2 | 9.2 | 38.9 |
| 5 | 9.6 | 4.3 | 2.3 | 5.0 | 7.7 | 36.6 |

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

詳細データ2 先天性代謝異常等検査および神経芽細胞腫検査実施状況

| | 出生数 (A)(人) | 先天性代謝異常検査 | | クレチン症検査 | | 神経芽細胞腫検査 | |
|------------|---------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| | | 受検者数 (B)(人) | 受検率 (B/A)(%) | 受検者数 (B)(人) | 受検率 (B/A)(%) | 受検者数 (B)(人) | 受検率 (B/A)(%) |
| 平成5年度('93) | 1,194,475 | 1,206,219 | 101.0 | 1,205,663 | 100.9 | 1,042,578 | 87.3 |

(注) 2,000g以下の低体重児の再採血者が、受検者数に含まれることにより、受検率は100%を超えることがある。

詳細データ3 未熟児養育医療給付件数等の年次推移

| | 訪問指導 | | 養育医療 給付件数 |
|-----------|--------|--------|--------------|
| | 実人員 | 延人数 | |
| 平成5年('93) | 43,122 | 53,180 | 22,004 |

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」
養育医療給付件数は厚生省大臣官房統計情報部「平成5年度社会福祉行政業務報告」

詳細データ4 児童福祉法に基づく育成医療給付状況

| (単位 人) | (支払決定実人員) |
|-----------------------------|----------------|
| | 平成5年度 ('93) |
| 総数 | 47,390 |
| 肢 体 不 自 由 | 9,418 |
| 視 覚 障 害 | 5,669 |
| 聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害 | 1,902 |
| 音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害 | 10,834 |
| 心 臓 機 能 障 害 | 6,928 |
| 腎 臓 機 能 障 害 | 906 |
| 小 腸 機 能 障 害 | 256 |
| そ の 他 の 内 臓 障 害 | 11,477 |

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

詳細データ5 小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患および給付状況

(単位 人)

| | 平成5年度 (’93) |
|---------|----------------|
| 総患者数 | 116,910 |
| 慢性腎臓病 | 22,140 |
| ぜんそく | 7,612 |
| 慢性心臓病 | 11,315 |
| 内分泌疾患 | 8,009 |
| 膠原病 | 35,158 |
| 糖尿病 | 4,155 |
| 先天性代謝異常 | 6,146 |
| 血液疾患 | 7,534 |
| 友病等 | 13,952 |
| 神経・筋疾患 | 889 |

資料：厚生省児童家庭局調べ

母子家庭等の福祉対策

概要

| | | | |
|----------|---------------------|---|--|
| 所得保障 | 児童扶養手当の支給 | 生別母子世帯等(詳細資料参照) | 受給者 574,844人*1 対象児童 859,843人*1 |
| | 国民年金の支給 | 母子年金 | 受給者 20,042件*1 |
| | | 遺族基礎年金 | 受給者 93,414件*1 |
| 厚生年金の支給 | 遺族年金(配偶者および子に対するもの) | 受給者 2,217,741人*1 | |
| 自立のための施策 | 母子福祉資金の貸付 | 母子(寡婦)世帯に対する低利または無利子の資金貸付 | 貸付件数 60,185件*2 |
| | 寡婦福祉資金の貸付 | | 貸付件数 3,199件*2 |
| | 自立促進事業 | 公共的施設内の売店等の優先設置 | 設置数 1,311件*3 |
| | | 製造たばこの小売販売業の優先許可 | 許可数 2,342件*3 |
| | 住宅対策 | 公営住宅の母子世帯向け特別配慮 | |
| | 生活指導等 | ①母子寮 ②母子福祉センター ③母子休養ホーム ④母子相談員の設置 ⑤母子家庭等居宅介護等事業 ⑥保育対策(保育所への優先入所) | 設置数 315か所*4 設置数 71か所*4 設置数 21か所*4 相談員数 1,113人*3 派遣件数 16,332件*5 |
| 税制 | 税制上の措置 | 母子世帯等に対する所得控除 | 寡婦控除, 寡夫控除 |
| | | 利子非課税制度 | 所得税, 住民税 |

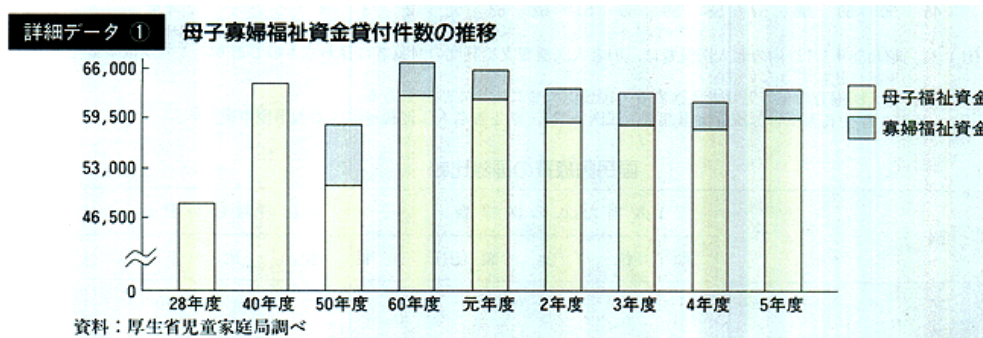
(注) *1-6年3月, *2-5年度実績, *3-5年度末, *4-5年10月, *5-4年度実績
資料：厚生省児童家庭局調べ

詳細データ1 児童扶養手当

| | | |
|---------------|---|-----------|
| 目的 | 離婚等により父がいない母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与することにより、児童の福祉の増進を図ること | |
| 受給者 | 父母の離婚等により父と生計を同じくしない※18歳未満の児童または20歳未満で一定の障害の状態にある児童を監護養育している母等 | |
| 手当額(月額) | (平成6年10月～) | (平成7年4月～) |
| | 児童1人の場合 | 41,100円 |
| | 児童2人の場合 | 46,100円 |
| | 3人以上児童1人の加算額 | 3,000円 |
| 所得制限(平成6年8月～) | 受給者の前年の年収192万9千円未満(2人世帯) (192万9千円以上393万2千円未満の場合は、13,600円につき支給停止) なお、孤児等を養育する養育者については、前年の年収797万5千円未満(2人世帯) | |
| 支給方法 | 受給資格者の申請に基づき、都道府県知事が認定し、金融機関を通じて年3回(4月、8月、12月)支払う。(ただし、昭和60年7月以前の認定を受けた受給資格者については、国が郵便局を通じて支払う。) | |
| 支給状況(平成5年度末) | 受給者数 | 574,844人 |
| | 支給理由別内訳 | |
| | 離婚 | 495,279人 |
| | 死別 | 13,630人 |
| | 未婚の母子 | 31,964人 |
| | 父障害 | 5,484人 |
| | 遺棄 | 19,633人 |
| | その他 | 8,854人 |

資料：厚生省児童家庭局調べ ※平成7年4月より、支給対象となる「18歳未満の児童」は「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童」となる。

詳細データ1 母子寡婦福祉資金貸付件数の推移



詳細資料1 父子福祉対策

| | |
|-------|---|
| 生活指導等 | 児童相談所等における相談指導 |
| 税制 | 寡夫控除 ・子ども(総所得金額等が35万円以下の者)を有する父子家庭の父であって所得が500万円以下の者 |